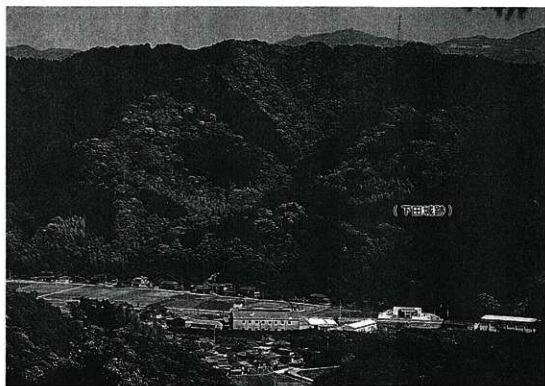


河浦町文化財調査報告 第3集

下田城跡

熊本県天草郡河浦町大字河浦字城山所在の中世城跡



平成五年

熊本県天草郡河浦町教育委員会

序 文

この「河浦町文化財調査報告第3集」は、河浦町教育委員会が平成5年度に発掘調査しました『下田城跡』の調査結果をまとめたものであります。

教育委員会では、平成元年度から、崇園寺裏山にあります河内浦城跡の解明に取り組んでまいりましたが、昨年度までに、一応、発掘調査の結果もまとまりましたので、今年度は対岸にある下田城跡に調査の領域を拡大いたしました。

その結果、主郭部分の南西縁を仕切る杭列などを検出することができました。さらに中国製の染付碗片などの遺物も多数見つかり、今回の調査でも河内浦城跡と同様に、戦国時代における天草と海外の交易が裏付けられました。

この報告書が、埋蔵文化財の保護に対する認識を深め、学術・研究上の一助になれば幸いです。

発掘調査及び報告書作成に際しましては、日本考古学協会員の大田幸博先生や鶴田倉造先生に御指導、御協力を賜り、さらには陣内遺跡調査団人吉事務所の御協力を得ました。ここに心から感謝し、厚くお礼申し上げます。

平成6年3月23日

河浦町教育課長 池 邊 和 信

例 言

1. 本書は熊本県天草郡河浦町教育委員会が平成5年度に実施した、発掘調査の報告書である。
2. 発掘調査を実施した遺跡は、河浦町河浦に所在する下田城跡で、これまで教育委員会が調査に取り組んできた河内浦城跡の南側対岸に位置する中世城跡である。
3. 出土遺物は河浦町教育委員会で保管し、主要遺物については、町立天草コレジオ館で展示公開する予定である。
4. 現地調査は、鶴田倉造氏を調査団長とし、大田幸博氏(日本考古学协会会员)がその任にあたった。
5. 出土遺物の実測は大田氏が担当したが、陶磁器の鑑定は大橋康二氏(佐賀県立九州陶磁文化館学芸課長)の協力を得た。
6. 本書の執筆は大田氏が行なった。さらに鶴田倉造氏から城跡関連の原稿をいただいた。その他、一部を町教委の山本正剛が担当した。
7. 遺構及び遺物の製図は石工みゆき氏が行なった。
8. 発掘調査過程の写真撮影は大田氏が行ない、出土遺物の写真撮影は前田一生氏に委託した。
9. 本書の編集は大田氏が総括し、編集実務は溝口真由美氏が行なった。

本文目次

第Ⅰ章	調査の概要	1	
第1節	調査の組織	1	
第2節	調査に至る経緯	1	
第3節	下田城について	2	
第Ⅱ章	遺跡の概要	5	
第1節	遺跡の位置と地理的及び歴史的(中世)環境	5	
〔1〕	河浦町	7	
〔2〕	河浦(旧一町田村、中世は河内浦村)	7	
〔3〕	崇圓寺	7	
第Ⅲ章	調査の成果	9	
〔1〕	I 郭	10	
〔2〕	枕列	10	
〔3〕	掘立柱建物	10	
〔4〕	その他の柱穴	14	
〔5〕	「城原」平場	14	
第Ⅳ章	出土遺物について	15	
第Ⅴ章	まとめ	27	
〔1〕	検出遺構	27	
〔2〕	出土遺物	27	
〔3〕	結語	27	
〔付論1〕	河内浦城・河内浦郡代・崇圓寺関係史料	鶴田倉造	37
〔付論2〕	河浦町郷土史 第2号	山腰雅春	53

挿 図 目 次

第1図	下田城位置図	3	第8図	検出遺構実測図①(杭列)	13
第2図	下田城周辺字界図	4	第9図	検出遺構実測図②(掘立柱建物)	13
第3図	河浦町位置図	5	第10図	出土遺物実測図①	16
第4図	河浦町地形図	6	第11図	出土遺物実測図②	19
第5図	下田城周辺地形図①	8	第12図	出土遺物実測図③	22
第6図	下田城周辺地形図②	9	第13図	出土遺物実測図④	25
第7図	下田城遺構実測図	11	第14図	出土遺物実測図⑤	26

表 目 次

第1表	周辺字名一覧表	4	第8表	出土遺物観察表④	21
第2表	柱穴計測表①(杭列)	13	第9表	出土遺物観察表⑤	23
第3表	柱穴計測表②(掘立柱建物)	14	第10表	出土遺物観察表⑥	24
第4表	柱穴計測表③(その他)	14	第11表	出土遺物観察表⑦	26
第5表	出土遺物観察表①	17	第12表	出土遺物(おはじき状石)計測表	26
第6表	出土遺物観察表②	18	第13表	出土遺物年代別分類表	29
第7表	出土遺物観察表③	20			

写 真 目 次

図版1	下田城跡を北側から望む	33
図版2	調査区(遺構検出状況)	33
図版3	出土遺物	34
図版4	出土遺物	35
図版5	出土遺物	36

第I章 調査の概要

第1節 調査の組織

調査主体	河浦町教育委員会
調査責任者	池邊和信〔教育課長〕
調査統括	鶴田倉造
調査担当者	大田幸博〔日本考古学協会員〕
調査機関	河浦町文化財保護委員会
協力者	宮坂孝宏〔熊本県文化課文化財保護主事〕 坂口圭太郎〔熊本県立装飾古墳館文化財保護主事〕
調査事務局	山本正剛〔教育課長補佐〕
報告書作成	大田幸博〔日本考古学協会員〕 石工みゆき・清口真由美〔陣内遺跡調査団人吉事務所〕
整理作業員	林 枝三〔陣内遺跡調査団人吉事務所〕
発掘作業員	登 重由 吉田孝道 榊原 登 合津末人 竹下一二三

第2節 調査に至る経緯

【河内浦城跡】(河浦町文化財調査報告第1集 河浦町教育委員会 1990年)で調査の冒頭部分
が述べられている。一部加筆し、要旨をまとめる。

① 河浦地区では、^{たけがね}茶園寺の西向いにも中世城跡がある。馬場集落の裏手であって「城山」と
いう字名の残る小峯がそれである。地元ではこれを「古城考」にいう「下田城跡」とし、天草
氏の本拠地の一つと考えてきた。

② 天草コレジヨ館の開館を2年後に控えた昭和63年の事である。天草氏関係の遺品を同館に
展示したいと言う意見が関係者の間から出された。下田城跡を発掘調査して城跡の解明を行な
うと共に、展示のための出土品を確保したいとの計画であった。

この計画に対し、平成元年度に調査費も計上されたので、7月17日、町教育委員会で熊本
県文化課に調査のための職員の派遣申請をした。これを受けて、9月5～6日に大田幸博氏と
高瀬和弘氏が河浦町を訪れた。町から鶴田倉造氏と教育委員会が同行し、5日に現地調査が行
なわれた。6日、町教委で会議を開き、早急に一部区域を試掘したらとの意見も出た。しかし、
山稜末端部の低山に築かれた山城とはいえ、かなり奥まった所にあるため、困難な調査になる
事が予想された。機械力の導入は無理な話であった。

結局、調査体制の問題もあり、慎重を期して、調査日ともども、城山調査は翌年度に持ち越
す事となった。

③ ところが平成元年度の春、崇園寺で裏山を墓地造成する計画が持ち上がった。この寺と裏山は「河内浦城」の跡地と伝えられている所である。そこで、町教委は寺側に対して、予定通り計画を実施するのであれば事前の調査が必要な事を伝えた。この件に関し、鶴田倉造氏の助力があった。平成元年12月15日に寺側から発掘届出書が提出された。

平成2年1月18日、県文化課から大田氏と松舟博満氏を迎え、町教委と鶴田氏も加わって試掘を行った。この時点から調査の流れは河内浦城へと大きく方向転換した。

④ 河内浦城調査の変遷

平成2年2月10～16日	第1次発掘調査	『河内浦城跡』 (河浦町文化財調査報告第1集)
平成2年3月21～22日	地形測量	
平成3年10月5～8日	第2次発掘調査	『河内浦城跡Ⅱ』 (河浦町文化財調査報告第2集)
11月7～20日	第3次発掘調査	
11月29日～12月2日		

⑤ 河内浦城跡の年代

第1次調査：帯曲輪を調査し、土壇からの出土遺物により15世紀中葉から16世紀後半と推定。

第2次調査：本体部分を調査し、城の最終年代は16世紀中葉から後半に限定され、一部は17世紀初頭にかかる事が判明。

⑥ 結果として、河内浦城跡の墓地造成はひとまず回避された。

河内浦城跡の調査にひと区切りついたので、平成5年度は下田城跡の調査を実施する事になった。この事により、昭和63年から計画された一連の中世城跡調査は一応の完結を見る事になった。

下田城跡の発掘調査は、調査統括に鶴田倉造、調査担当に大田幸博の両氏を迎え、平成5年8月26～30日の5日間、町教育委員会が行った。

⑦ 調査後は、9月14日に両氏を招いて現地説明会を行った。調査結果の取りまとめは大田氏と石工みゆきさん・溝口真由美さん〔陣内遺跡調査団人吉事務所〕に依頼した。

〔山本正剛〕

第3節 下田城について

① 城跡地は「城山」という字名が残る小峯で、地元でも「昔の城あと」としての認識がある。発掘調査の対象地としたのはこの区域である。

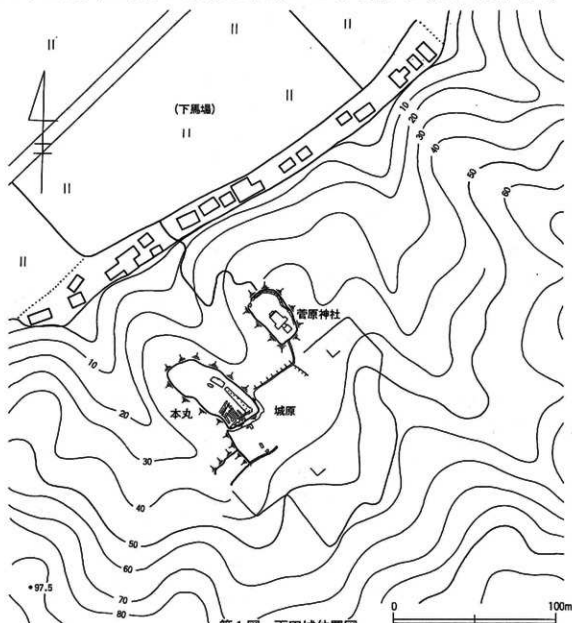
(旧)一町田地区には、帯状に延びる迫地を一町田川が北東方向から南西方向へ流れており、この川が今日、町を二分する格好となっている。地形的には迫地の東西両側に壁を形成するがごとく低山が連なっており、城跡(「城山」)もこの小峯の中にある。

② 城山は中世城の所在地として、やや特異である。小峯の中の中世城は、多くの場合、周辺

一帯で、最も高所の尾根筋に築かれるが、城山はこのケースから外れている。高さの面では小谷を挟んだ東隣りの頂きが城山より10m程の高所である。現在、ここは菅原神社が祀られており、景観的には、むしろこちらの方が城跡地にふさわしい。広い意味ではこも字「城山」の地内であるが、地元ではこの地を「城山」とは称しない。「城山」の範囲はあくまでも調査対象地に限られている。

③ 城の縄張りにみるべきものはない。中心区域と目される所が平地地(大きく2段に分かれる)となっているぐらいで、山付きにあたる南東側に堀切は遺存しない。

なお、2段に分かれる平地地の内、山付き側の平地については特に「城原」という小名が残っている。細かく言えば、先端部側の平地が最小限に絞られた「城山」の範囲となる。城山の麓には「下馬場」・「上馬場」の城跡関連地名も残っており、地名からは完全に中世城である。



第1図 下田城位置図

地元では、この「城山」を『古城考』にいう天草氏の本拠地「下田城」と考えてきた。以下、「城山」を下田城と称する。

④ この下田城跡の北北西方向には迫を挟んで0.5kmの近距離に河内浦城跡がある。両城の関連性が取り沙汰される所であるが、地元ではこれまで漫然と下田城の方が河内浦城より古いのではないかと考えられてきた。特にこの数年の間、河内浦城が発掘調査され、城の実年代が戦国期の最終末である事が判明すると、この考えは確定したかの様な感があつた。この様な状況の中、下田城跡の発掘調査を実施する事になった。

⑤ 城自体は小峯の一隅に築かれた小規模な山城である。先にも触れたが、地名などから麓に小さな集落が形成されていた事がわかる。

⑥ 関連文献は下記の通りである。

『志岐文書』一色道猷書下	建武四年(1337)五月三日 河内浦大夫三郎入道構城郷
ルイス・フロイス『日本史』	〔要約〕天草氏の領内には4つの城があり、かの殿の主な居宅は河内浦という地にあり。
肥後国大道小道等調査帳	慶安四年(1651) 下田古城 山城曲輪式百七拾間 右之古城より下田村迄式町

第Ⅱ章 遺跡の概要

第1節 遺跡の位置と地理的及び歴史的(中世)環境

城跡は熊本県天草郡河浦町大字河浦字城山に位置している。国土地理院発行の2万5千分の1地形図「河浦」に位置を求めれば、図幅北から5.3cm、西から29.7cmの所にあり、調査区内



第3図 河浦町位置図

のベンチ・マーク(第7図参照)は標高44.9mを測る。

河浦町は面積119.62km²で天草の下島の中央から南側に位置し、東側は八代海、南側と西側は東シナ海に面している。

町の中心部は河浦(旧一町田村)で中世には河内浦と呼ばれた所である。『志岐文書』の「天草種有讓状案」によると鎌倉幕府から本砥島の地頭に任じられた天草種有が、貞永二年(1233)に地頭職をその子、播磨の局らに譲っているが、この中に「かうちのうら」の地名が見える。以来、河内浦の地は中世から近世にかけて天草島を代表する存在となった。



第4図 河浦町地形図

[1] 河浦町

行政区域では北に本渡市、北東に新和町、北西に天草町、南は一部羊角湾を挟んで牛深市に接している。

町村合併の様子は次の通りである。

明治22年 (1889)	町村制施行で、一町田村(河浦・今田・白木河内の合併)・新合村(新合村・立原村の合併)・久留村・崎津村・今富村・宮野河内村の6ヶ村となる。
明治29年 (1896)	崎津村と今富村が合併し、富津村に改称。5ヶ村となる。
大正10年 (1921)	久留村が一町田村に編入。4ヶ村となる。
昭和29年 (1954)	一町田村・新合村・富津村が合併し、河浦町となる。
昭和31年 (1956)	宮野河内村を河浦町に編入。
昭和32年 (1957)	境界変更で路木地区(牛深市二浦町)を編入し、今日に至る。

[2] 河 浦 (旧一町田村・中世は河内浦村)

天草最長の一町田川(長さ13,600m)の流域に開けた地域である。

永禄十二年(1569)にルイス・デ・アルメイダが天草鎮尚に招かれた事により、河内浦はキリシタン伝導の中心地となった。

村域内に浄土宗の信福寺と崇圓寺があり、信福寺は天草氏の菩提寺であったと言われる。

慶長国絵図	「河内浦」と記され、正保郷帳に村名あり。
天草近代年譜	正保二年(1645)に下田村を分村。
肥後国志草稿	一町田村と記され、「高393石1斗余、男女数563」とある。
天草郡村々手鑑	慶応四年(1868)。「田38町9反6畝余、畑11町1反6畝余」とある。

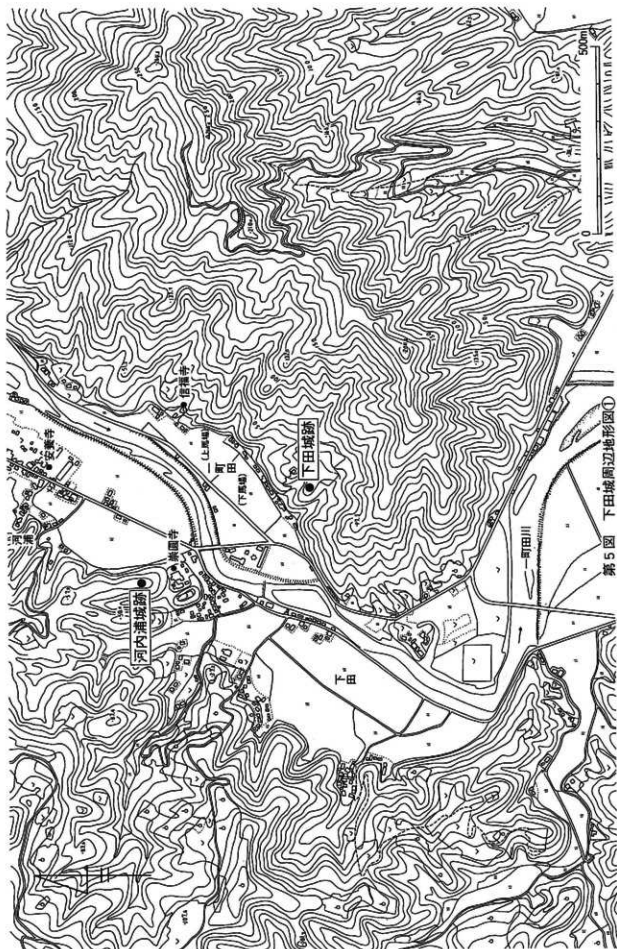
*一町田村は明治9年(1876)に下田村と合併し、河浦村となった。

[3] 崇圓寺

天草山と号し、浄土宗の寺である。正保二年(1645)に鈴木重成(天草・初代代官)が創建したもので、天草四ヶ本寺の一つ。開基は筑後善導寺から招かれた伝譽。

『鳥鏡』によれば、慶安四年(1648)、平底村のうちに寺領30石を与えられ、下島中南部の教化に中心的役割を果たしている。

『天草寺社御証文之写』に「境内山林巻町田下田両村之内、古城長百五拾間支配、但西は下田村之内風呂の谷隈、東は巻町田村之内ゲツ原田の岸切、北は堂の尾谷切、南は川ばた道切之事」とある。



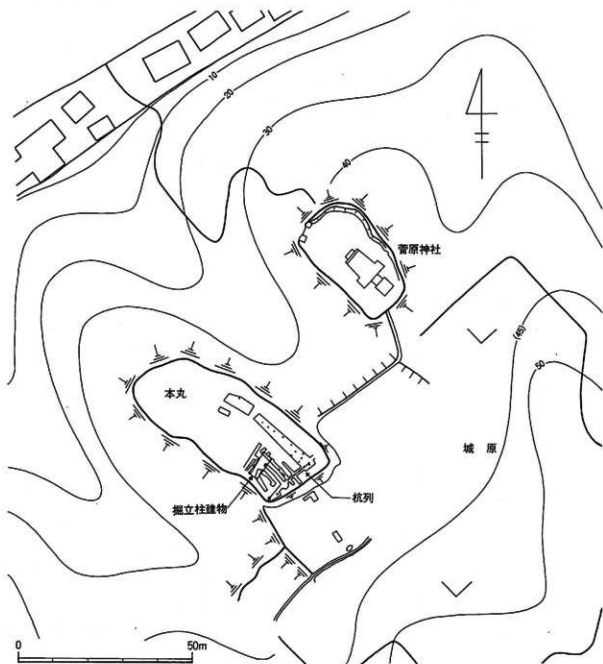
第5圖 下田城周辺地形図①

第三章 調査の成果

城跡は標高45m弱の小峯山頂に築かれた小規模な山城である。北東側と南西側の斜面部に谷が刻まれており、山自体は南東側から北西側へ突き出す格好となる。

南東側は山付きであるが、鞍部側に地形の括れもなく、そのまま山腹が高くなっているため、外観的にはおおよそ城跡地にふさわしくない地形である。加えて、堀切の存在もない。

平面的に見た場合、帯状形を呈する山頂部分が削られて、平場(2段に分かれる)になっている事が、唯一、それらしき形状である。



第6図 下田城周辺地形図②

[1] I 郭

① 城山と称される平場部分で、ベンチ・マークの高さは標高44.9mである。今日、東側半分が簡易な梅林地で、西側は杉の植林地である。但し、先端部については、足の踏み場も無いような荒地となっている。

地元の言によれば、土地利用の面では、戦前・戦後にかけて畑地であったが、昭和30年代の一時にはミカン畑となり、その後、昭和40年代以降、今日の様な姿になったという。

② 雑草を刈り取った後、トレンチを入れたが、表土(旧耕作土)はいずれも浅く、層厚20cmにも満たないものであった。表土には磁器の細片が数多く含まれていたため、注意深く作業を進めた。地山はいずれも礫混じりの黄色粘土層であった。

結果として、29個の柱穴(ここで言う柱穴とはその形状を呈した穴の意味である)が検出されたが、掘り方がはっきりして明らかに遺構だと認定できるものは5個のみであった。真実、これらからは中世遺物が出土している。

最終的に、杭列と判断した5個の柱穴の並びと、やや疑問は残るものの、1棟分の掘立柱建物を復元したのみにとどまった。城山という確たる城跡関連の地名を残す平場であっただけに、予想外の調査結果であった。

[2] 杭列

「城山」平場の南西縁から検出されたもので、5個(P1～P5)の柱穴から構成される。当初、直線状に確たる柱穴が並び、柱間もP1からP4までは等間隔である所から掘立柱建物の存在を予想した。そこで、P1とP2の北西側、及びP4の南東側域にトレンチを拡大したが、対比する柱穴は検出できず、単独の杭列である事が判明した。

全長8.5mで、杭列の向きはN53°Eにある。柱間はP1～P4が2.0mの等間隔で、P4・P5が唯一、2.5mを測る。

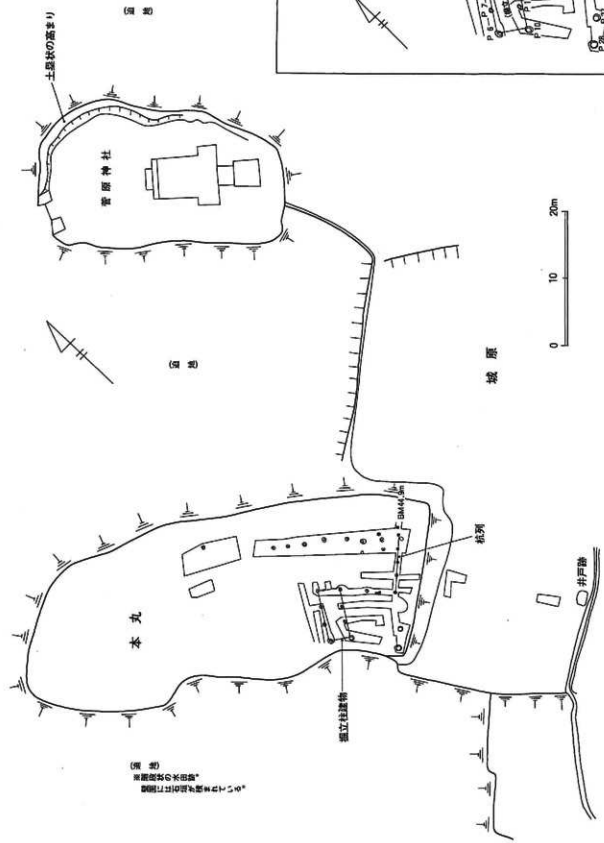
[3] 掘立柱建物

「城山」平場の南西側寄りから検出されたものである。大方の柱穴は杭列のものとは比べた場合、全体的に掘り方が甘く、中には皿状のものがあるなど、形状的に見て疑問も残るが、配列を追っていくと長方形のものとなった。P6・P11からは中世遺物が出土している。

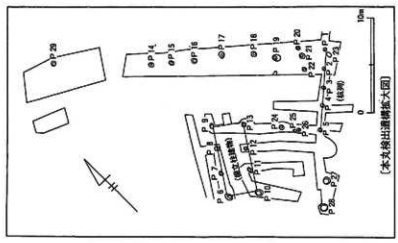
1間×3間の造りで、平面プランは桁行7.5m(25尺)、梁行妻3.3m(11尺)を測る。建物の主軸方位はN36°Eで、「城山」平場の短軸方向に桁行の向きがある。

桁行の柱間は計算上、2.5m(8.3尺)の等間隔になるが、東西両側とも、中心位置は柱の芯からずれている。一方、梁行妻も柱は正対しない。

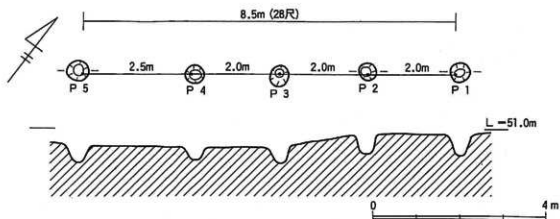
これらのことから、簡易な建物との推測をした。



〔発掘〕
 菅原神社の出土品
 菅原神社の出土品



第7図 下田城遺跡発掘調査図



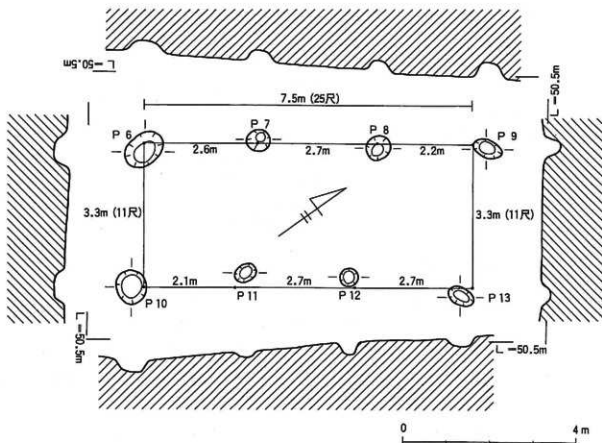
第8図 検出遺構実測図①(杭列)

[単位: cm]

柱穴No	形状	長径	短径	深さ	柱穴より出土した遺物
P 1	楕円形	48	44	48	青磁稜花皿(4)
P 2	円形	42	42	43	高麗青磁(1)、染付(16・17)
P 3	楕円形	50	42	40	粗製染付(7)、染付(8)、土師器(73・74・75)、播鉢(77・78)
P 4	円形	42	40	30	粗製染付(33)、染付(35)
P 5	円形	50	48	38	備前甕(79)

* () は遺物実測図ナンバー。第IV章を参照。

第2表 柱穴計測表①(杭列)



第9図 検出遺構実測図②(掘立柱建物)

[単位：cm]

柱穴№	形状	長径	短径	深さ	柱穴より出土した遺物
P 6	楕円形	96	70	30	皿状の柱穴である。染付(9)が出土。
P 7	円形	56	50	24	
P 8	円形	56	55	24	
P 9	楕円形	70	38	36	
P 10	楕円形	80	68	28	
P 11	楕円形	50	42	16	皿状の柱穴である。染付(12)が出土。
P 12	円形	42	42	34	
P 13	楕円形	62	38	20	

*()は遺物実測図ナンバー。第IV章を参照。

第3表 柱穴計測表②(掘立柱建物)

[4] その他の柱穴

[単位：cm]

柱穴№	形状	長径	短径	深さ	柱穴より出土した遺物
P 14	楕円形	65	52	30	
P 15	円形	50	—	19	
P 16	円形	65	60	21	
P 17	—	80	60	19	形状は、やや歪。
P 18	円形	68	—	21	
P 19	—	95	73	16	50cm×60cm大の岩礫が落ち込んでいる。
P 20	楕円形	43	35	19	
P 21	楕円形	65	48	23	
P 22	楕円形	50	45	4	浅い窪み。
P 23	楕円形	64	55	14	
P 24	円形	48	—	63	深い掘り込み。掘り方は比較的しっかりしている。
P 25	円形	40	35	20	
P 26	楕円形	34	24	14	
P 27	楕円形	82	70	38	近世瓦と陶片が出土。
P 28	楕円形	92	80	24	近世瓦と陶片が出土。
P 29	楕円形	65	50	30	

第4表 柱穴計測表③(その他)

[5] 「城原」平場

「城山」平場の南西側において、端部は山付きの山腹に接する。南北の長さは23m、東西幅については西側が一部崖面となるものの、東側は平場が雑木林に吸収されて地形がはっきりしない。観察可能な範囲においては東側へ60m近く延びており、端部は菅原神社の小峯下を腰曲輪的に取り巻く様である。但し、地元では「城山」平場に隣接する区域のみを「城原」と称している。2ヶ所にトレンチを入れたが、遺構は検出されなかった。

なお、南西端部に井戸跡と称されるものがあって、一部を掘り下げたが湧水が激しく、調査を断念した。埋土からは江戸時代の陶器(59)が出土している。

第IV章 出土遺物について

青磁(1~5) 1は瓶子型の高麗青磁である。14世紀後半のもので、外器面に白土の象眼文様が施されている。柱穴2から出土した。2は無文の竜泉窯の青磁である。14世紀末から15世紀末のもので、体部は反端り状態に外弯する。3は細片であるが、外器面に線掘り文様が見られる。4は古いタイプの稜花皿で、15世紀代のものである。内器面に繪書描きの文様が施されている。柱穴1から出土した。5は体部が腰折りである。

中世の染付(6~42) いずれも明国製の輸入品で、時期的には大方のものが16世紀代から17世紀初頭に位置付けられる。戦国時代末期の遺物という事になる。

6・27は16世紀前半の基筒皿である。6の内器面には植物絵が描かれており、草木に鳥が止まる図柄と思われる。7・33は粗製染付である。7の外器面の文様は唐草文で、16世紀前半から中葉のものである。33は福建窯か広東窯の製品であろう。

8・9・12・13・23・25・30・31・39は景德鎮窯の染付である。8の外器面には宝文が描かれている。9の器形は腰折りである。12・13の内器面には四方禱(よもだすき)の文様が見られる。30は薄手の磁器で1.5mmの器厚にすぎない。

中世の染付で柱穴から出土したものは、7・8(柱穴3)、9(柱穴6)、12(柱穴11)、16・17(柱穴2)、33・35(柱穴4)である。

唐津系の皿(43) 16~17世紀初頭のもので、柱穴11から出土した。外底面に胎土目が残る。

清朝の近世染付(44) 清国製の輸入品である。18世紀後半から19世紀初頭のもので、内器面に散蓮華文様が描かれている。

その他の国内産の近世近代の陶器・磁器(45~72) 44と同様に廃城後の持ち込みによる遺物も出土している。

*江戸時代の染付(45~55) *江戸時代の白磁(56・57) *萩焼きの陶器(58)

*江戸時代の後期に特定できる染付(59~64)

*明治・大正時代の染付(65~72)・・・この中で、66・68~70は県内の網田焼きである。

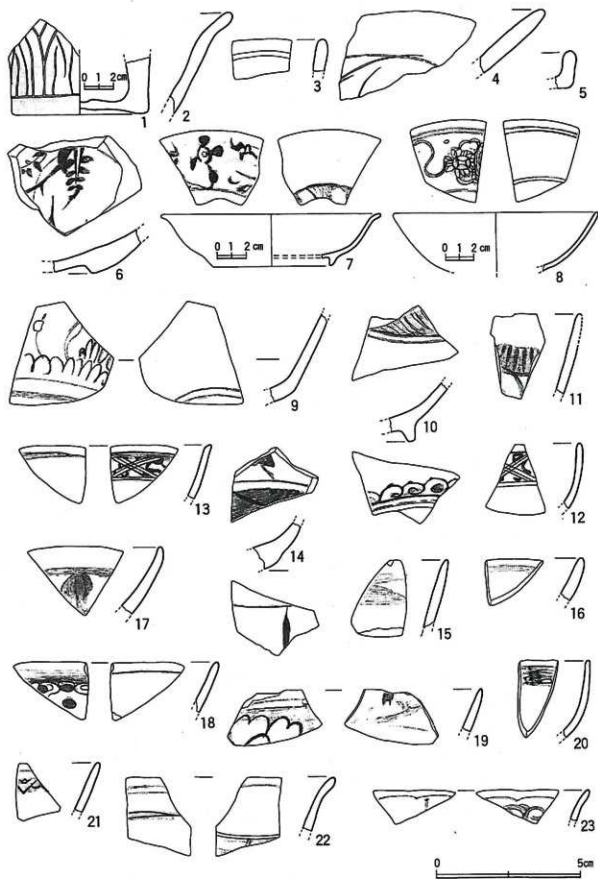
磁器(陶器)以外の中世遺物(73~79) 先に掲げた16世紀代から17世紀初頭の青磁や染付に共伴する土器類である。

73~75は糸切り雁しの土師器で、73・74は皿、75は杯である。いずれも柱穴3から出土した。

76~78は中世雑器である。77・78は播鉢で、76もその可能性がある(条痕は認められないが、器形は播鉢の口縁部に似通っている)。77は器面一杯に条痕が描かれている。78は7条を一単位とする条痕が残る。

79は備前甕の底部である。水甕などに使用されたものと思われる。柱穴5から出土した。

御弾き(おはじき)状の扁平石(80~87) 他の中世城と同様に、8個の扁平石が出土している。



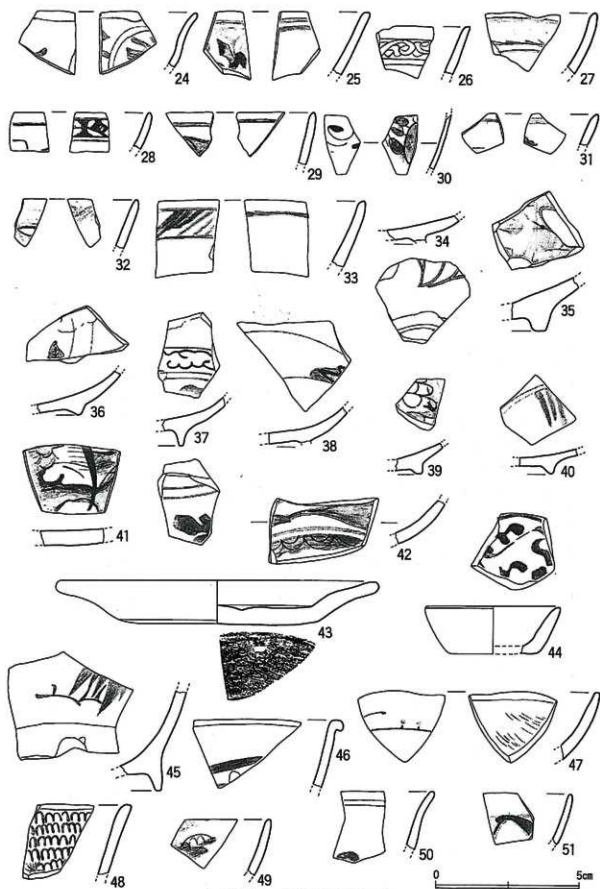
第10図 出土遺物実測図①

No.	器種	形態の特徴	調整	備考
1	高麗青磁 瓶子型 14C後半	復元底径 9.5cm 外底面は1.3cm幅の畳付き を除き若干の上げ底(3mm)。 〔器厚〕底部 4.5-6.0mm 体部 18.0mm	〔内器面〕稜線が目立つ。 〔外器面〕 白土の象眼文様。(縦線、 外底端より1.3cm上に横線) 〔外底面・畳付き〕 焼成時に敷いた砂が付着。	〔胎土色〕内：褐灰色。 外：灰白色。 外底：桃色。 〔釉色〕外：コバルト・ブルー。 内：青緑黄色。 〔内器面〕貫入あり。 *柱穴2より出土。
2	青磁 竜泉窟 14C末 ~15C末	口唇部は丸味を帯びて、外 弯する(反端り)。 〔器厚〕上位 5.0mm 中位 4.5mm 下位 4.5mm	〔内外器面〕無文。	〔釉色〕青灰色。 〔外器面〕針状の穴あり。 〔内外器面〕貫入なし。
3	青磁	〔器厚〕上位 4.0mm 中位 4.0mm	〔外器面〕 1.5mm幅の線掘り文様。	〔釉色〕緑灰色。 〔内外器面〕貫入あり。 *全体的にぼやけた感じ。
4	青磁 桜花皿 (古いタイプ) 15C	〔器厚〕上位 5.5mm 中位 6.0mm	〔内器面〕 繡書描き(普通は柳書き)。	〔釉色〕青灰色。 〔内外器面〕貫入あり。 *柱穴1より出土。
5	青磁	体部は腰折り。 口唇部は丸味を帯びる。 〔器厚〕外底端 5.0mm 体部 4.0mm	〔内外器面〕無文。	〔釉色〕コバルト・ブルー。 〔口唇部〕釉のかかりが悪い。 *全体的にぼやけた感じ。
6	染付 茗荷皿 明 16C前半	〔器厚〕底部 3.0mm 外底端 7.5mm 体部 5.0mm	〔内器面〕植物絵。 植物に鳥が止まる図柄。	〔胎土〕白褐色。 〔釉色〕白青色。 〔呉須色〕青黒色。 〔外底端〕無釉。
7	染付 (粗製) 明 16C前~中	復元口径 15.2cm 器高 3.6cm 復元底径 8.1cm 高台高 6.0mm 体部は内弯気味に大きく開 き、口縁部で外弯する。 削り高台。先端部は鋭角。 高台の外側と先端部は削り。 〔器厚〕底部 2.0mm 高台上位 6.5mm 体部上位 2.5mm 中位 2.5mm 下位 2.0mm	〔内底面〕文様。 〔外器面〕唐草文様。体部 の立ち上がりに界線。	〔釉色〕薄い灰オリーブ色。 〔呉須色〕黒青色。 〔内器面〕太めの貫入あり。 *外底面、高台の内側と外 側は3.5mm幅で無釉。 *焼成時に敷いた砂が付着。 *柱穴3より出土。
8	染付 (景徳鎮) 明 16C	復元口径 14.2cm 体部はやや内弯する。 〔器厚〕上位 2.0mm 中位 2.5mm 下位 2.5mm	〔内器面〕口縁下と下位に、 それぞれ2条の界線。 〔外器面〕文様(宝文)。 口縁下に2条、体部下位に 1条の界線。	〔呉須色〕青黒色。 *柱穴3より出土。
9	染付 (景徳鎮) 明 16C	体部は腰折り。 〔器厚〕上位 2.5mm 中位 3.5mm 下位 4.5mm	〔内器面〕下位に2条の界線 〔外器面〕文様。下位に薄 色の界線1条。	〔呉須色〕青黒色。 *柱穴6より出土。
10	染付 明 16C末	削り高台。 〔器厚〕底部 3.0mm 体部 3.0mm	〔内底面〕文様。1条の界線。 〔外器面〕文様。高台との境 に2条の界線。内、1条は 破線。	〔呉須色〕青黒色。

第5表 出土遺物観察表①

No	器種	形態の特徴	調整	備考
11	染付 明 16C末	[器厚] 体部 3.5mm	[内器面] 上位に薄色の界線(1条)。 [外器面] 文様。	[呉須色] 薄い青黑色。
12	染付 (景徳鎮) 明 16C後半	皿。 体部は内弯する。 [器厚] 上位 2.0mm 中位 2.0mm 下位 2.5mm	[内器面] 四方櫛の文様。	[釉色] 内:白青色。 外:白色。 [呉須色] 薄い青黑色。 *柱穴11より出土。
13	染付 (景徳鎮) 明 16C後半	皿。 [器厚] 上位 2.0mm 下位 2.0mm	[内器面] 四方櫛の文様。 [外器面] 上位に1条の界線。	[呉須色] 青黑色。
14	染付 明 16C末	[器厚] 底部 8.0mm 体部 2.5mm	[内外器面] 文様。下位にそれぞれ1条 の界線。	[呉須色] 青黑色。
15	染付	[器厚] 上位 3.0mm 中位 3.0mm	[内器面] 上位に界線状の文様。 [外器面] 文様。	[呉須色] 薄い青色。
16	染付	[器厚] 上位 3.0mm 中位 4.0mm	[内外器面] 上位にそれぞれ1条の界線。	[呉須色] 薄い青色。 *全体的にはやけた感じ。 *柱穴2より出土。
17	染付	口縁部は最上位で、やや内 傾する。 [器厚] 上位 2.0mm 中位 3.5mm 下位 4.0mm	[内外器面] 上位にそれぞれ1条の界線。 [外器面] 文様。	[呉須色] 黒青色。 [内外器面] 貫入あり。 [胎土] 白褐色。 *柱穴2より出土。
18	染付 明末 16C末 ~17C初	[器厚] 上位 2.0mm 中位 2.5mm	[内器面] 上位に1条の界線。 [外器面] 文様。	[呉須色] 青黑色。
19	染付 明末 16C末 ~17C初	[器厚] 上位 2.0mm 中位 2.5mm	[内器面] 文様。 [外器面] 上位に薄い色の2条の界線。 文様。	[呉須色] 青灰色。
20	染付 明末 16C末 ~17C初	体部は内弯。 [器厚] 上位 1.5mm 中位 2.0mm 下位 2.0mm	[内器面] 上位に文様。 [外器面] 上位に1条の界線。	[呉須色] 青黑色。
21	染付 明末 16C末 ~17C初	[器厚] 上位 2.0mm 中位 3.0mm	[内器面] 上位に1条の界線(薄色)。 [外器面] 文様。上位に1条の極細界 線。	[呉須色] 青黑色。
22	染付	体部は上位で外弯する。 [器厚] 上位 2.5mm 中位 2.5mm	[内器面] 文様。上位に1条の界線。 [外器面] 文様。上位に薄色の2条の 界線。	[呉須色] 薄い青色。
23	染付 (景徳鎮) 明 16C末 ~17C初	波状口縁。 [器厚] 上位 2.0mm	[内外器面] 文様。	[呉須色] 薄い青灰色。

第6表 出土遺物観察表②



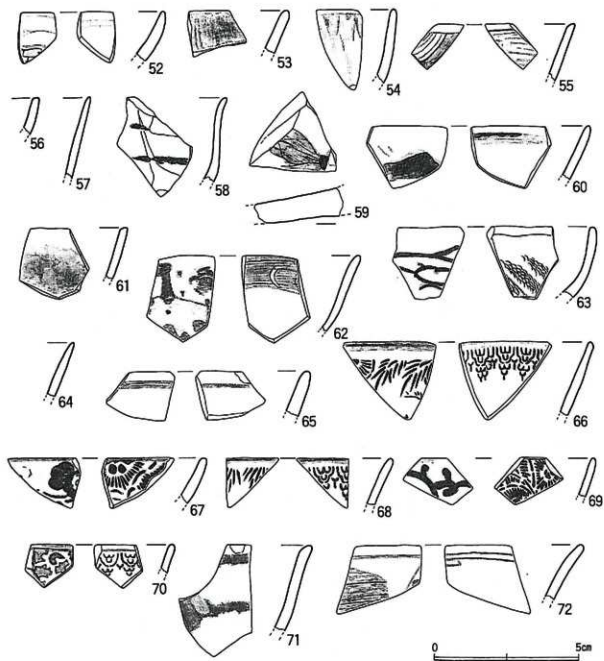
第11图 出土遺物実測図②

No	器種	形態の特徴	調整	備考
24	染付 明	芙蓉手。 口縁部は外弯する。 〔器厚〕 上位 2.0mm 中位 1.5mm	〔内器面〕 文様。 〔外器面〕 文様。上位に1条の界線。	〔呉須色〕 薄い青灰色。
25	染付 (景德鎮) 明末 16C末 ～17C初	〔器厚〕 上位 2.5mm 中位 3.0mm	〔内器面〕 上位に2条の界線。 〔外器面〕 文様。2条の界線。	〔呉須色〕 薄い青灰色。
26	染付 明末	〔器厚〕 上位 2.0mm 中位 2.0mm	〔外器面〕 3条の界線。上位2条間に 文様。	〔呉須色〕 青灰色。
27	染付 蕃前皿 明 16C前半	〔器厚〕 上位 3.0mm 中位 3.0mm	〔内器面〕 上位に1条の界線。 〔外器面〕 2条の界線。界線間に点描 き文様。	〔呉須色〕 青黑色。
28	染付 明末	〔器厚〕 体部 2.5mm	〔内器面〕 3条の界線。上位2条間に 文様。	〔呉須色〕 青黑色。
29	染付 明末	口縁直口気味。 〔器厚〕 体部 2.5mm	〔内外器面〕 上位に1条の界線。 〔外器面〕 文様。	〔呉須色〕 青黑色。 〔内外器面〕 貫入あり。
30	染付 (景德鎮) 明末 16C末 ～17C初	薄手の磁器。 〔器厚〕 体部 1.5mm	〔内外器面〕 文様。	〔呉須色〕 青色。
31	染付 (景德鎮) 明末 16C末 ～17C初	〔器厚〕 上位 1.5mm 中位 2.5mm	〔内外器面〕 文様。上位にそれぞれ1条 の界線。	〔呉須色〕 薄い青色。
32	染付 明末	〔器厚〕 上位 2.5mm 中位 3.0mm	〔内外器面〕 文様。	〔呉須色〕 薄い青色。
33	染付 (粗製) 福建窯もし くは広東窯 16C末 ～17C初	〔器厚〕 上位 3.0mm 中位 4.0mm	〔内器面〕 上位に1条の界線。 〔外器面〕 2条の界線間に文様。	〔釉色〕 灰黄色 〔呉須色〕 薄い青黑色。 〔内外器面〕 やや細かい貫入あり。 *柱穴4より出土。
34	染付 明末	削り高台。 〔器厚〕 体部 2.5mm 底部 4.0mm	〔外器面〕 文様。 〔外底面〕 高台との境に1条の界線。 高台内に1条の界線。	〔呉須色〕 青色。 〔外器面〕 貫入あり。
35	染付	削り高台。 〔器厚〕 体部 4.0mm 底部 5.5mm	〔内底面〕 文様。	〔釉色〕 灰白色。くすんだ感じ 〔呉須色〕 薄い青色。 *器面すべてに施釉。 *外底面と高台の境にヒビ 割れ。 *柱穴4より出土。
36	染付 明末	削り高台。 〔器厚〕 体部 2.0mm 底部 3.0mm	〔内底面〕 文様。2条の界線。 〔外器面〕 高台との境に1条の界線。	〔呉須色〕 青黑色。

第7表 出土遺物観察表③

No.	器種	形態の特徴	調整	備考
37	染付 明末	削り高台。 〔器厚〕 体部 1.5mm 底部 4.0mm	〔内底面〕 文様。3条の界線。 〔外器面〕 文様。高台との境に2条の界線。	〔具須色〕 青黒色。
38	染付 明末	削り高台。 〔器厚〕 体部 2.0mm 底部 4.5mm	〔内底面〕 文様。1条の界線。 〔外器面〕 高台との境に1条の界線。	〔具須色〕 青黒色。
39	染付 (景德鎮) 明末	極めて低い削り高台。 〔器厚〕 体部 2.0mm 底部 5.0mm	〔内底面〕 文様。 〔外器面〕 高台との境に1条の界線。	〔具須色〕 青黒色。 〔外底面〕 焼成時に敷いた砂が付着。
40	染付 明末	削り高台。 〔器厚〕 体部 2.5mm 底部 3.0mm	〔内底面〕 文様。体部の立ち上がりに2条の界線。 〔外器面〕 高台との境に2条の界線。	〔具須色〕 薄い青色。
41	染付 明末	〔器厚〕 上位 4.0mm 下位 5.0mm	〔内器面〕 文様。	〔具須色〕 青黒色。
42	染付 明末	〔器厚〕 体部 3.5mm	〔内器面〕 文様。1条の界線。	〔具須色〕 薄い青色。 〔内外器面〕 太めの貫入あり。
43	唐津系 皿 16C ~17C初	復元口径 11.2cm 器高 1.5cm 復元底径 5.6cm 口唇部は丸味を帯びる。 体部は外弯する。 〔器厚〕 上位 4.0mm 中位 5.0mm 下位 7.0mm		〔釉色〕 茶白色。 〔外底面〕 胎土目が残る。 *底部のみ無釉。 *施釉された器面に針状の穴がある。 *柱穴11より出土。
44	染付 清朝 18C後 ~19C初	復元口径 4.7cm 器高 1.7cm 復元底径 3.1cm 体部は直線的に伸びる。 〔器厚〕 上位 3.5mm 中位 4.5mm 下位 2.0mm	〔内器面〕 散蓮華文様。 上位に1条の界線。	〔具須色〕 黒青色。 〔外底端〕 褐黄色味を帯びる(4.5mm幅)
45	染付 和製 江戸期	削り高台。 体部の立ち上がりは急角度。 〔器厚〕 体部 3.0~4.5mm 高台 3.0mm 底部 3.0mm	〔外器面〕 文様。	〔具須色〕 青灰色。
46	染付 和製 江戸期	口唇部は折り返されて、丸味をおびる。 〔器厚〕 上位 5.0mm 中位 3.0mm	〔外器面〕 3mm幅の横線文様。	〔具須色〕 青黒色。
47	染付 和製 江戸期	液状口縁。 体部はやや内弯する。 〔器厚〕 上位 2.0mm 中位 3.0mm 下位 4.0mm	〔内器面〕 線書き文様。 上位に1条の界線。 〔外器面〕 文様。	〔具須色〕 青黒色。 *焼成は不良で、完全に磁器化していない。
48	染付 和製 江戸期	体部は直線的に伸びる。 〔器厚〕 上位 4.0mm 中位 3.0mm	〔外器面〕 器面一杯に文様。 上位に1条の極細界線。	〔具須色〕 薄い青色。 〔内器面〕 口唇下に2mm幅の無釉部分。
49	染付 和製 江戸期	体部はやや内弯する。 〔器厚〕 上位 2.0mm 中位 3.0mm	〔外器面〕 文様。	〔具須色〕 青灰色。

第8表 出土遺物観察表④



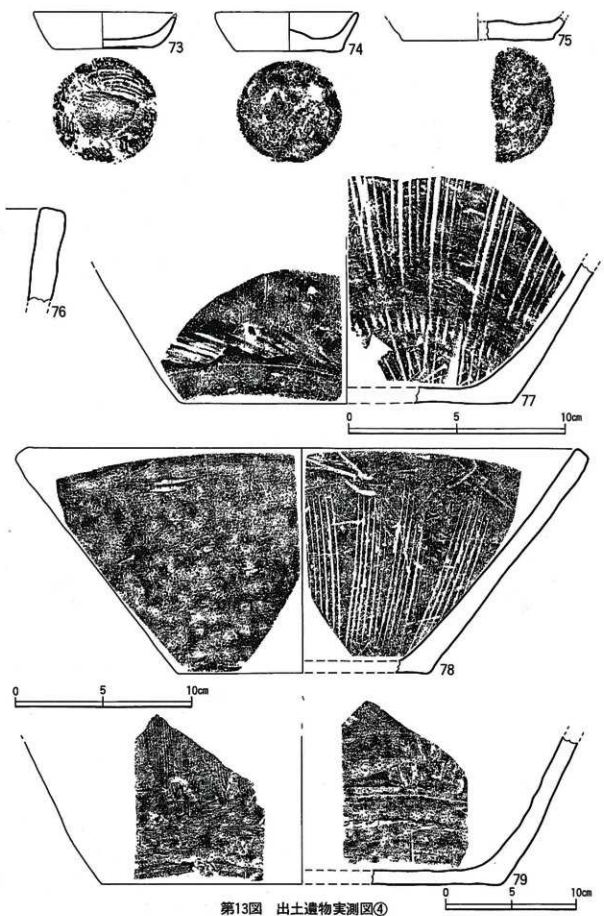
第12図 出土遺物実測図③

No	器種	形態の特徴	調整	備考
50	染付 和製 江戸期	体部は外弯する。 〔器厚〕 上位 2.0mm 中位 3.0mm	〔外器面〕 文様。上位に2条の界線。	〔呉須色〕 薄い青黒色。 〔内外器面〕 細かい貫入あり。
51	染付 和製 江戸期	体部はやや内弯する。 〔器厚〕 上位 1.5mm 中位 2.0mm	〔外器面〕 文様。	〔呉須色〕 薄い青黒色。
52	染付 和製 江戸期	体部はやや内弯する。 〔器厚〕 上位 2.0mm 中位 4.0mm	〔内器面〕 上位に1条の界線（ぼやけた感じ）。 〔外器面〕 文様。1条の界線。	〔呉須色〕 薄い青灰色。
53	染付 和製 江戸期	〔器厚〕 上位 2.5mm 中位 3.0mm	〔内器面〕 呉須で塗りつぶされている。	〔呉須色〕 青灰色。 貫入あり。
54	染付 和製 江戸期	体部はやや内弯する。 〔器厚〕 上位 2.0mm 中位 3.0mm 下位 3.5mm	〔外器面〕 文様。	〔呉須色〕 薄い青黒色。
55	染付 和製 江戸期	体部は直線的に伸びる。 〔器厚〕 上位 2.5mm 中位 3.0mm	〔内器面〕 雷文文様。 〔外器面〕 文様。	〔呉須色〕 青灰色。
56	白磁 和製 江戸期	〔器厚〕 上位 2.5mm 中位 3.0mm	—	〔釉色〕 白褐色。 〔内外器面〕 貫入あり。 〔口唇部〕 灰茶色の釉。
57	白磁 和製 江戸期	体部は薄手で、直線的に伸びる。 〔器厚〕 上位 2.0mm 中位 2.5mm 下位 2.5mm	—	—
58	陶器 萩焼き 江戸後期	体部は外弯する。 〔器厚〕 上位 2.5mm 中位 3.5mm	—	〔釉色〕 黒茶色と濁った灰色。 〔胎土〕 茶色（極薄色）。 〔内器面〕 全面に施釉（濁った灰色）。 〔外器面〕 部分的な厚目の施釉。
59	染付 江戸後期	〔器厚〕 底部 7.0mm	〔内底面〕 文様。	〔呉須色〕 青黒色。 〔外底面〕 無釉。 *井戸跡から出土。
60	染付 江戸後期	〔器厚〕 上位 2.5mm 中位 3.0mm	〔内器面〕 上位に1条の界線。 〔外器面〕 文様。	〔呉須色〕 やや薄い青黒色。 〔内外器面〕 貫入あり。
61	染付 江戸後期	口唇部は内傾する。ヘラ削りて扁平(2mm幅)。 〔器厚〕 上位 2.5mm 中位 2.5mm	〔内器面〕 器面一杯に呉須が塗られている。	〔釉色〕 白灰青色。 〔呉須色〕 青白色。 〔内外器面〕 貫入あり。 〔口唇部〕 扁平部分に茶色釉。
62	染付 江戸後期	立ち上がりは内弯するが、中途から直線的な伸びとなる。 〔器厚〕 上位 3.0mm 中位 2.5mm	〔内器面〕 上位1.2cm幅で呉須が塗られている。 〔外器面〕 文様。	〔呉須色〕 黒青色。 〔胎土〕 白褐色。 *完全に磁器化していない。
63	染付 江戸後期	体部は内弯する。 波状口縁。 〔器厚〕 上位 2.0mm 中位 3.0mm 下位 4.0mm	〔内器面〕 文様。上位に1条の界線。 〔外器面〕 文様。	〔呉須色〕 内：青黒色 外：黒青色 〔内器面〕 貫入あり。

第9表 出土遺物観察表⑤

No.	器種	形態の特徴	調整	備考
64	白磁 江戸後期	口縁直口。 〔器厚〕 上位 1.5mm 中位 3.0mm	—	—
65	染付 明治	〔器厚〕 上位 4.0mm 中位 5.0mm	〔内外器面〕 上位にそれぞれ1条の界線。	〔呉須色〕 青黒灰色 〔内外器面〕 太目の貫入あり。
66	染付 網田焼き 明治～大正	体部は直線的に伸びる。 〔器厚〕 上位 2.0mm 中位 3.0mm 下位 3.0mm	〔内外器面〕 文様。 〔外器面〕 口唇、口縁直下に呉須。	〔呉須色〕 濃い青色。
67	染付 明治～大正	体部はやや内弯する。 〔器厚〕 上位 3.0mm 中位 4.0mm	〔内外器面〕 文様。口唇部に呉須。	〔呉須色〕 濃い青色。 *焼成はやや不良。
68	染付 網田焼き 明治～大正	体部はやや外弯する。 〔器厚〕 上位 2.5mm 中位 2.5mm	〔内外器面〕 文様。 口唇部、口縁直下に呉須。	〔呉須色〕 濃い青色。
69	染付 網田焼き 明治～大正	〔器厚〕 体部 2.5mm	〔内外器面〕 文様。	〔呉須色〕 濃い青色。 〔口唇部〕 内器面側に茶色釉。 〔内外器面〕 貫入あり。
70	染付 網田焼き 明治～大正	〔器厚〕 体部 2.5mm	〔内外器面〕 文様。 〔内器面〕 上位に1条の界線。	〔呉須色〕 青色。
71	染付 明治～大正	体部はやや外弯する。 〔器厚〕 上位 3.5mm 中位 4.0mm 下位 3.0mm	〔内器面〕 上位と下位に1条づつの文様。 〔外器面〕 波状の文様。	〔呉須色〕 濃い青色。 〔内外器面〕 太目の貫入あり。
72	染付 明治～大正	体部はやや外弯する。 〔器厚〕 上位 2.5mm 中位 3.0mm	〔内器面〕 文様。上位に2条の界線。 〔外器面〕 文様。上位に1条の界線。	〔呉須色〕 薄い青灰色。 〔外器面〕 貫入あり。
73	土師器 皿	口径 6.6cm 器高 1.7cm 底径 4.6cm 体部は丸味を帯びて立ち上がり、 外側へ大きく開く。 舟型。 〔器厚〕 体部上位 2.0mm 中位 5.0mm 底部 4.0mm 外底端 6.0mm	〔内器面〕 ロクロ回転ナデ。 〔外器面〕 ローリングを受けている。 〔外底面〕 糸切り離し。	〔胎土〕 精良。 〔焼成〕 良好。 〔色調〕 赤褐色、灰褐色。 *柱穴3より出土。
74	土師器 皿	口径 6.5cm 器高 1.8cm 底径 4.9cm 体部の立ち上がりは一旦、 窪む。 内底面中央は大きく凸状に 盛り上がる。 〔器厚〕 体部上位 3.0mm 中位 4.5mm 底部中央 10.0mm 端 5.5mm 外底端 8.0mm	〔内器面〕 ロクロ回転ナデ。 〔外器面〕 丁寧なナデ。 〔外底面〕 糸切り離した後、強いナデ。	〔胎土〕 精良。 〔焼成〕 非常に堅緻。 〔色調〕 内：鈍い橙色。 外：灰褐色。 *柱穴3より出土。
75	土師器 杯	底径 7.0cm 内底面中央は凸状に盛り上 がる。外底端は一旦窪む。 〔器厚〕 底部中央 8.0mm 外底端 7.5mm	〔器面〕 ローリングを受けている。 〔外底面〕 糸切り後、ナデが加わる。	〔胎土〕 精良。 〔焼成〕 良好。 〔色調〕 鈍い橙色。 *柱穴3より出土。

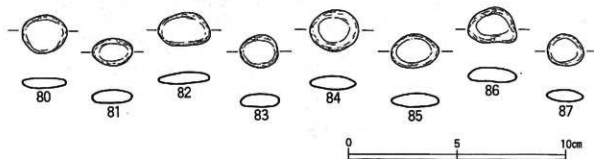
第10表 出土遺物観察表⑥



第13圖 出土遺物実測図④

No.	器種	形態の特徴	調整	備考
76	土師系土器 撞鉢?	口唇部は扁平。 〔器厚〕 上位 13.0mm 中位 11.0mm	〔内器面〕 ナデ。 〔外器面〕 丁寧なナデ。上位は2.3cm 幅でやや窪む。	〔胎土〕 白色粒が混入(少量)。 〔焼成〕 やや甘い。 〔色調〕 灰褐色。
77	中世雑器 撞鉢	復元底径 15.2cm 平底。 〔器厚〕 体部 7.0mm 底部 7.0~6.0mm 外底端 15.0mm	〔内器面〕 器面一杯に縦の条線、大き なものは2mm幅の溝。 〔外器面〕 ナデ。工具不明の爪痕。 最下部は横ナデ。 〔外底面〕 ナデ。	〔胎土〕 精良。 〔焼成〕 非常に堅緻。 〔色調〕 内: 灰褐色。 外: 鈍い橙色、灰 褐色。 *柱穴3より出土。
78	中世雑器 土師系土器 撞鉢	復元口径 31.6cm 器高 13.0cm 復元底径 14.5cm 体部は直線的に伸びる。 〔器厚〕 体部上位 11.0mm 中位 9.0mm 下位 11.0mm 底部 7.0mm 外底端 15.0mm	〔内器面〕 7条を一単位とする条痕。 〔外器面〕 ナデ。非常にたくさんの指 押え。	〔胎土〕 精良。 〔焼成〕 堅緻な焼成。 〔色調〕 鈍い橙色。 内身: 灰色。 *柱穴3より出土。
79	備前甕 中世	復元底径 30.2cm 〔器厚〕 体部中位 12.0mm 下位 16.0mm 底部 10.0mm 外底端 21.0mm	〔内器面〕 粗いナデ。 〔外器面〕 ナデ。指押え。縦の刷け目。 下位に3.7cm幅で横ナデ。 〔外底面〕 ナデ。	〔胎土〕 精良。 〔焼成〕 堅緻。 〔色調〕 小豆色。 *柱穴5より出土。

第11表 出土遺物観察表⑦



第14図 出土遺物実測図⑤

No.	色調	大きさ(cm)	厚さ(mm)	重さ(g)
80	灰黒色	2.0×1.8	4.5	2.67
81	黒灰色	1.8×1.3	6.0	2.14
82	黒灰色	2.4×1.5	5.0	2.97
83	灰白色	1.7×1.5	6.0	2.77

No.	色調	大きさ(cm)	厚さ(mm)	重さ(g)
84	黒灰色	2.2×1.9	6.0	4.14
85	灰黒色	2.2×1.6	6.0	2.98
86	黒灰色	2.2×1.6	6.0	3.36
87	黒灰色	1.7×1.4	5.0	1.88

第12表 出土遺物(おはじき状石)計測表

第V章 ま と め

[1] 検出遺構

*杭列

「城山」平場の南西縁を仕切る杭列である。非常にしっかりとした柱穴であるが、柱痕は検出できなかった。いずれも柱抜き取りの穴が無い所から、柱自体は立ち腐れの可能性がある。

一方で、各々の柱穴の埋土には中世遺物が混入しており、特に柱穴からは備前の瓦が柱穴を完全に塞ぐ様な格好で出土している所から、柱を抜き取った後で(この場合、直に近い形で柱をそのまま抜き取ったか、一旦、根元近くで切断した後下部を抜き取ったかのいずれかであろう)、整地のために柱穴を周辺の土(生活面の表土)で埋め込んだ事も十分に考えられる。調査者としては、後者の場合を想定する。

*掘立柱建物

復元にやや疑問を残すものの、柱穴の並びが長方形状を呈すれば無視するわけにもいかない。本文中でも述べた様に、簡易な掘立て小屋程度のものであれば十分に建て方が可能と思われる。

[2] 出土遺物

14世紀代の高麗青磁は伝世品であり、大半のものは16世紀中葉から後半に限定され、一部は17世紀初頭にかけている。さらに江戸時代の染付も出土している所から、廃城後の「城山」の様子もうかがい知れる。

なお、明治・大正時代の遺物は畑地耕作の際に有機肥料の混入物として持ち込まれたのであろう。

[3] 結 語

下田城の最終的な実年代は16世紀中葉から後半に限定される。一部は17世紀初頭にかかる事が判明した。廃城は元和元年(1615年)の一国一城令であった可能性が極めて高い。これは対岸の河内浦城と全く同一の調査結果である。




















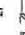
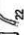














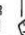







すなわち、迫地を挟んで0.5kmの近距離に相対する2つの城は、同一時代に存在した事になる。この事は下田城=河内浦城だった事を意味する。両城とも小峯の中に存在する小規模な山城で、これらが一つのセット関係を造り出している点が注目される。

この調査結果をベースにすれば、県内で500城を数える中世城もかなり整理されるのではと思われる。真実、中世城跡の悉皆調査としては形の上で最も古くなる、肥後藩の江戸幕府への「差出」⁹⁸⁾の中では正保図の説明書で61城が収載されているのみである。正保年間といえは17世紀半ばの事であり、藩の記録であるから最も確実なはずである。

ちなみに天草郡関係は15城が記載されており、この中に「下田古城・山城・規模は70間」とある。もっとも、この藩の記録にある中世城については戦国末期まで存在した城のみが対象となっている可能性もあるが(極論としては元和の一国一城令で廃却された城のみの可能性もある)、この数の少なさは注目すべきことであろう。

(注) 江戸幕府は各藩の実態把握の一法として4回(慶長・正保・元禄・天保年間)ほど、郷帳と城絵図、国絵図の作製提出を命じている。

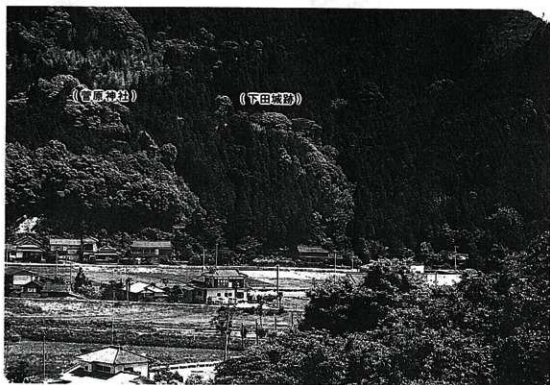
【差出】………正式な書名は『肥後国 慶安四年 江戸江^{よど}差^{さし}上^{あが}候^{ごう}御^ご帳^{ちやう}之^の扣^{ひき}』で古城の実態を知る事ができる。山城・平山城・平城の分類と城より主要集落までの距離を記している。

年代	青	磁	染	付	唐	津
14 C						
前						
15 C						
中						
後						
16 C				  	 	  
前				  	       	
中				       	       	
後						
17 C						
前						

※ 図内番号は、東京大学の遺物調査番号と合致する。

图13表 出土器物年代别分類表

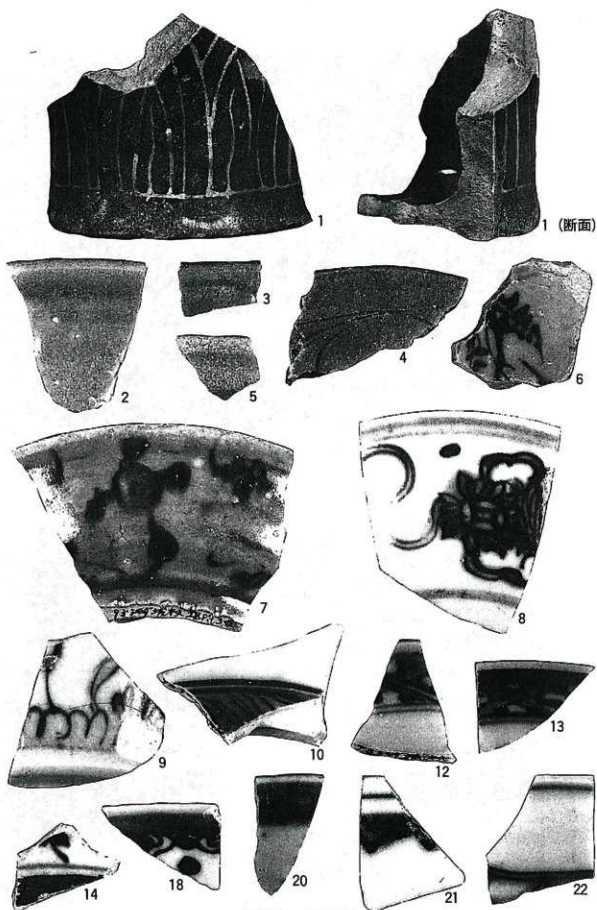
写 真 图 版



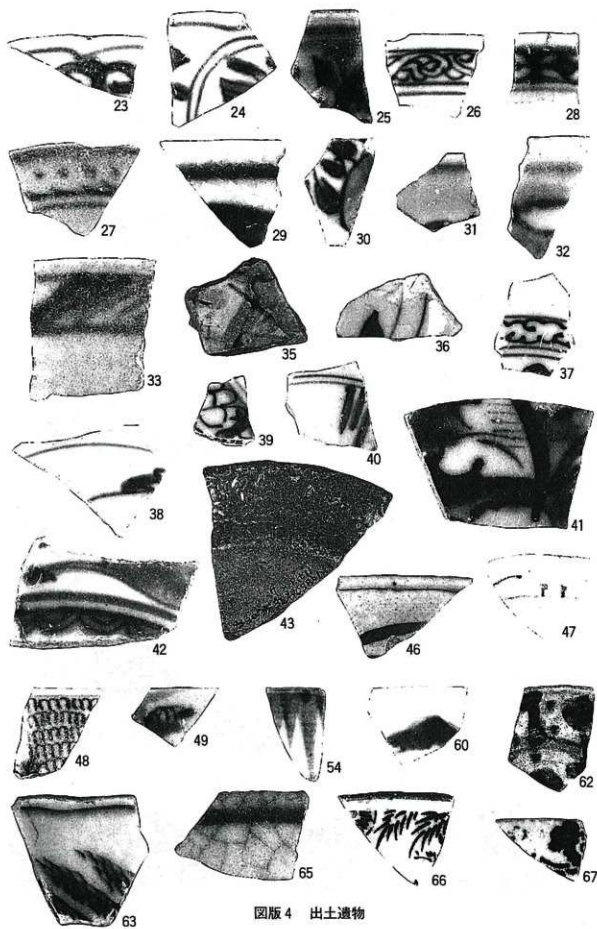
図版1 下田城跡を北側から望む



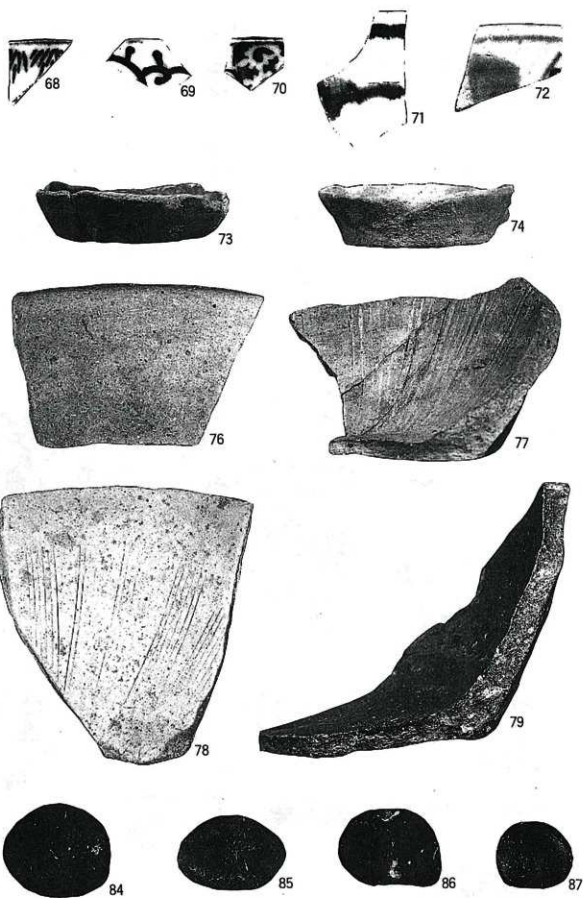
図版2 調査区 (遺構検出状況)



图版3 出土遺物



圖版 4 出土遺物



图版 5 出土遺物

河内浦城・河内浦郡代・崇園寺関係史料

鶴田倉造

本文には、〔A〕「並河太左衛門覚書抄」四点、〔B〕「松平信綱・戸田氏鉄の天草巡見記録」、〔C〕「乱後富岡での処刑者名付抄」、〔D〕「崇園寺文書」二十点の4種類の史料を収録している。

〔A〕「並河太左衛門覚書抄」は、天草島原の乱の足軽頭(500石)として、天草や有馬で活躍した唐津藩士並河宗員の覚書で、「並河太左衛門記」とか「並河太左衛門聞書」として類書も多いが、ここには内閣文庫本により抄録四点を載せた。

太左衛門自身は河内浦とは関係がないが、彼の父、兵右衛門宗政は、以前河内浦城代として、元和の一国一城令まで河内浦城に在番したとの記事があること、及び、乱当時の河内浦郡代中嶋与左衛門関係の記事があるからである。殊に栖本城や河内浦城が一国一城令で破却されたとする記事は天草史にとって、至って貴重な記録である。

〔B〕「松平信綱・戸田氏鉄の天草巡見記録」は、「続々群書類従」の「島原天草日記」からとったものである。上使両名は乱後(寛永十五年三月十四日)、河内浦に到着翌日富岡に至っている。その宿泊地については明記されていないが、現崇園寺の地だとの伝承があり、他の史料から見ても疑いの余地はあるまい。

〔C〕「乱後富岡での処刑者名付抄」は、寛永十五年三月十八日、富岡で処刑された者の中、河内浦郡代、中嶋与左衛門支配地の者達の名簿で、当時その支配地にどのような村々が含まれていたかを知る上でも、当地にも関係者がいた事を知る上でも貴重である。「深谷市、田中家文書」の一部である。

〔D〕「崇園寺文書」、すでに『河内浦城跡Ⅱ』(河浦町文化財調査報告第2集 1992年)で紹介した通り、河内浦城は元和の一国一城令で破却された後、河内浦郡代屋敷となり、更に乱後、郡代制が廃止されて、天草四本寺の一つの獨礼寺、天草山護国院崇園寺の寺地となった。①～⑩は同寺伝存の文書で、最初の天草代官鈴木三郎九郎重成書状の他、同所が中世天草五人衆の一人天草殿(太郎左衛門)居城跡であるとする史料もあり、甚だ興味深い。江戸時代初期については、史料の少ない天草にとって甚だ貴重な史料である。

なお、以下、〔A〕〔B〕〔C〕〔D〕①②③等の文書番号は、すべて筆者が補ったものである。

[A] 「並河太左衛門覚書抄」 四点

①

八木の内藤ニ陸武功有
並河大和守

次男八木の内藤旗下にて武功有
並河信濃守、連慶

太閤ニ奉公摂州三木其後小国

市兵衛三男

並河市兵衛、宗方

並河兵右衛門、宗政 — 並河太左衛門、宗員

柴田陣ニ武功有、関原ニも功有

並河市兵衛は太閤秀吉公に奉公、伏見の町奉行被仰付候、其後に秀勝公へ御付被成候、龜山の御城御築被成候時、御作事奉行被仰付、御両殿の御判子孫迄所持仕候由、秀勝公御逝去の後半人仕、筑前中納言殿に奉公、中納言殿御逝去の後、古朋輩のよしみにて子供三人共に寺沢志摩守殿に預ケ置候ニ付、丹波と西国をかけて衆人ニ成居一生を暮候由、三男兵右衛門は金吾殿御逝去以後、寺沢に御呼被成、天草の内河内浦城を御預置被成候、一国一城に成候時唐津へ帰候、河内浦ノ城普請仕候とて御感の由、然所に岡崎次郎兵衛證言仕候故旧普仕、歳若成内に隠居仕居申候由

②

一、栖本奉行、五百石、石原太郎左衛門、足輕武拾人

河内浦奉行、五百石、中嶋与左衛門、足輕廿人

両所共に初ノ城有之候得共、一国一城に成城を割、屋敷かまへ計也、天草六ヶ所之城有、富岡・栖本・齊津・久玉・河内浦・軍ノ浦・大浦共

③

十二月九日に富岡之惣人数押出し、上津浦の近所大嶋子迄押詰候得ハ、八日之夜に敵共上津浦を明退、有馬へつほみ申候、船に乗おくれ候敵共山林に隠れ居候を百餘生捕申候、此者共白状仕候者、其前野山共に昼夜騒動目には不見候て、大軍にて当城乗り候と思はれ、すさまじく、中々こたへ被居不申候故、不残皆々原ノ城へ引取申候由語り申候、堀細川中務少輔立孝公一手大嶋子の山のあなた栖本河内に陣取、同前越中守様より為御加勢、小笠原備前、旗拾三本、清田石見のほり七本、右の二組、上津浦ノ近所山上下に陣取、味方ハ皆々大嶋子に野陣仕居候

然所に兵庫頭殿下り被申候船中より先へ天草を見計のため並河兵右衛門を被越に付、古郷ト齊是は浦役也 兩人隠居人を斥候に被差下、十日の暮に及大嶋子に下着、河瀬小屋にて用事共申渡し候後、兵右衛門申候ハ、侍衆はへ被参富岡存の外無人に相見へ候、我等河内之浦を預り数年天草に有之候ゆへ存居申候、加藤肥後守殿、小西摂津守殿など手を御取候所にて候、富岡明置候ハ油断に候、急に相談有之、何れにても一組も遣被申可然と申候得ハ、尤二候と何も申、小右

衛門小屋へ各呼寄せ相談仕候、兵右衛門は夫より太左衛門小屋へ參、父子此度の物語共仕候而居候（以下略）

④

- 一、天草有馬にてふり悪敷候故追放の者 五百石 中嶋与左衛門
河内浦ノ城跡ヲ預り居申候、此所ハ敵寄來候氣遣いなく候得共、若寄來可申哉と欠落仕候、
（他は省略す）

〔以上四点、並河太左衛門覚書……内閣文庫藏〕

〔B〕松平信綱・戸田氏鉄の天草巡見記録（続々群書類従所収、嶋原天草日記）抄
（前略）

- 九日 松平伊豆守引卒雜兵二百許、發有馬而到嶋原、家中士卒、十四日發有馬、十七日到小倉
十日 嶋原逗留
城主松倉長門守日々面謁、同弟右近去月廿七日蒙疵之故、不來謁、伊豆守・左門巡行
城中、去年霜月廿六日賊徒攻來所々、其所穿破之城門并至本丸無處不循見
十一日 嶋原逗留
十二日 嶋原逗留
十三日 肥前国天草内須本 着船於三角、有遊味
十四日 同国河内浦、自本戸經陸路而來、甲斐守輝綱渡海路、直至富岡、
十五日 同国富岡、自是渡海上、
十六日 肥前長崎、着船於茂木經陸路而來、
（以下略）

〔続々群書類従〕

〔C〕乱後富岡での処刑者名付（抄）（深谷市、田中家藏）

中嶋与左衛門分

崎津村

- 一、清介 年五拾三 家内
内
老人 むす子 年貳拾四 勤作

老人 むすめ 年 拾一 おさ

老人 同 年 五ツ や、

ノ四人 内 式人 男
式人 女

一、六兵衛 年貳拾老 家内
内

老人 は、 年四拾六

ノ貳人 内 老人 男
老人 女

一、四右衛門 年四拾五 家内
内

老人 女房 年三十老

老人 むすめ 年十三 まん

老人 むすめ 年貳ツ ひめ

ノ四人 内 老人 男
三人 女

一、次兵衛 年三拾貳 家内
内

老人 女房 年三十

老人 むす子 年貳ツ 八十郎

ノ三人 内 式人 男
内 老人 女

一、左衛門 年六拾老 家内
内

老人 女房 年五十

ノ二人 内 老人 男
老人 女

一、孫十郎女房 年四拾九 老人
男女人數合拾六人

内 七人 男但せかれ共に

九人 女但せかれ共に

今留村

- 一、三郎左衛門 年五十 家内
内

老人 女房 年四十五
ノ式人 内 老人 男
老人 女

- 一、市右衛門尉、年五十三

ノ

- 一、加右衛門 年四拾八 家内
内

老人 女房 年四十三
ノ式人 内 老人 男
老人 女

男女人数合五人 内三人男 子共二
式人女 子共二

小嶋村

- 一、千右衛門尉、年五十二 家内
内

老人女房 年四十六
老人むす子 年廿七 長兵衛
ノ三人 内 式人男 子共二
老人女 子供二

男女人数合三人 内二人男 子共二
老人女 子共二

主留村

- 一、角介 年六拾貳

ノ

白木河内村

- 一、正左衛門 年六拾九

ノ

栞町田村

- 一、源左衛門 年三拾八 家内
内
栞人 女房 年三拾八
栞人 むす子 年拾一 長松
栞人 同 年八ツ 左左衛門
栞人 同 年四ツ おと房
男女人数合五人 内 四人男 子共ニ
内 栞人女 子共ニ

亀之浦村

- 一、与作 年四十二 家内
内
栞人 女房 年三十三
栞人 むす子 年三ツ まつ
栞人 おとと 年廿一 善二郎
男女人数合四人 内 三人男 子共ニ
栞人女 子共ニ
男女合三拾五人 内式拾栞人男 子共ニ
拾四人女 子共ニ

以 上

右之通念を入改申候所如件

寛永拾五年三月十八日

河副市右衛門尉 (花押)

野瀬源二兵衛 (〆)

津田五郎介 (〆)

河副茂左衛門 (〆)

大槻六右衛門 (〆)

中嶋与左衛門 (〆)

原田伊予殿

(中略)

人数都合七拾六人

右何も成敗仕、首富岡冬切ニ懸ケ置申仍如件

寛永拾五年三月十八日

原田伊与守

武石伊兵衛

岡嶋二郎兵衛殿

石川三左衛門殿

以上

右の通念を入改申候所如件

大槻喜右衛門 (花押)

吉村半左衛門

九里六左衛門 (花押)

原田伊与殿

〔深谷市、田中家文書〕

〔D〕「崇園寺文書」①～⑳ (河浦町崇園寺藏)

① 御支配年代記

天草山護國院

崇園寺

天正十七年丑より十二年
一、小西拱津守殿

慶長六丑より一ヶ年
一、加藤主計頭殿

同寅年より三十六年
一、寺沢志摩守殿父子

寛永十五年寅より三ヶ年
一、山崎甲斐守殿

同十八年巳より十四年
一、鈴木三郎九郎殿

明暦元未より九年
一、鈴木伊兵衛殿

寛文四より七年
一、戸田伊賀守殿

同十一年寅より十三年
一、小川藤左衛門殿

貞享元子年一ヶ年
一、永田七郎左衛門殿

同二年丑より六年
一、服部六左衛門殿

元禄四未より二十三年
一、今井九右衛門殿

右之内
一、小野朝之丞殿

竹村太郎右衛門殿

正徳四年より六ヶ年
一、室七郎左衛門殿

享保五年子より御預り廿九年
一、松平主殿頭殿

右年数の内
一、同苗吉十郎殿

寛延二巳より二十年
一、戸田能登守殿

同年数の内
一、同苗因幡守殿

明和五子年より御預り辰年迄五年
一、搦斐十太夫殿

同九年辰年より六年
一、同苗富次郎殿

安永六酉年より天明三卯年六年
一、同苗杵五郎殿 十六年十太夫様御支配

初貞殿

天明三卯年十月二日引渡 御受取御支配
一、松平飛騨守殿 三十一年御預り文化十酉年迄

右の内之
一、同苗主殿頭殿

文化十四年二月廿八日引渡 御受取御支配
一、高木作右衛門殿

子也
一、同作右衛門殿

一、塩谷殿

一、竹尾 清右衛門殿

一、池田岩之丞殿

② 覺

- 一、当寺起立之儀、寛永十四年寺沢志摩守父子領地之時、切支丹宗門之徒企一揆、郡中之寺社致断絶候、依之一揆御誅罰之後、御代官鈴木三郎九郎殿寺社断絶之趣、井上筑後守殿・酒井紀伊守殿・伊丹順斎老・杉浦内蔵允殿・曾根源左衛門殿以御取次、大猷院様被達上聞候處、為御上意從正保二酉年御建立之儀被仰出、慶安年中起立成就仕、則寺領高三拾石并境

内山林被為附置候、右依上意、鈴木三郎九郎殿御證文被下置候、且又拙寺末寺之儀、久玉村無量寺・下田信福寺ノ式ヶ寺各御建立地にて寺領并境内山林御證文被下置候、惣旦那之儀も村々御配当被成被為附置候、以上

寛延三年午四月

惣町田村浄土宗

崇園寺 印

富岡
御役所

③ 崇園寺寺格之事

- 一、御役所江出勤之儀、御代官様被成御座候節者、御書院ニ而獨礼仕、御在江戸之節者、御使者之間ニ而御年禮、諸御用共相動來候事、
- 一、諸堂建立之節、初ハ諸入用銀其外一切人足等ニ至込、從御公儀被仰付候事、
- 一、寺領村之儀、平床村ニ而御座候ニ、境界分明ニ相分レ寺領田畑百姓屋敷畑込、御檢地帳格別ニ被為仰付置候、百姓宗門御改之節者、從前々、平床村惣人高之内ニ相加リ影踏仕候、尤其以後宝曆六子年先嶋原戸田因幡守様御預り之節、從江戸之為御用御吟味ニ付、平床村寺領百姓之儀、中古より公儀寺領内證村立にて打込仕候得共、三ヶ寺領米納并夫公役等往古之通相動來候、此旨其節書上置候矣、
- 一、浄土宗・禪宗御年禮并御支配御交替之節、御禮前後之儀、隔年ニ相動申候、出會之節者、権現様御條目之通、御繪旨依前後座席仕候、尤国照寺近年御年禮別日ニ被相動候儀者、先嶋原松平吉十郎様御預り之節、東向寺と座席上下之訳御座候而御願被申上、其後別日ニ相動被申候、其以前者四本寺并末寺共ニ同日ニ御礼申上候事
- 一、惣而、前々從御役所被仰付候諸御用之品、又者拙寺共一切御願申上候儀、直訴、御直觸之例格ニ而御座候事
- 一、於江戸公方様御祝賀之節、御役所込為御祝儀罷出候事、
- 一、拙寺共方御靈屋從前々建置、御代々御尊牌奉安置候、依之御不幸之節者、御役所込御吊罷出候、其上御尊牌御渡被下候事、
右從前々如斯ニ御座候、以上

明和五年子八月

崇園寺 印

富岡御役所

④ 大猷院様御他界之節、鈴木三郎九郎様より之御状写 但半紙、

一筆令啓上候、仍

公方様御他界ニ付、為御吊当嶋よりも東向寺・圓性寺、両寺御越可然之旨申上候處ニ、国照寺

長崎より御帰、右両寺衆御越候儀一段尤ニ候、左候ハ、国照寺も可被越之旨之仰ニ付而、天草より三ヶ寺御越候分ニ申談候、淨土宗にて一ヶ寺御越可然存、其元へハ不申入候、今度之入用之儀者、圓性寺一ヶ寺にてハ難成儀ニ候間、御一宗之分御出合候様ニ可然候間、内々其御心得可被成候、此段我等方より可申談之旨圓性寺へも申入候、恐惶謹言

五月十六日

鈴木三郎九郎

江岸寺

書判

侍者御中

此状本紙江岸寺ニ有

⑤ 右二付江戸表江三郎九郎様より添翰御扣写、本書圓性寺ニ有、御直筆也

一筆致進上候、仍公方様御他界付、天草寺々出家中以參上御吊申上度之旨被申候得共、遠国之儀御座候故、無用仕、禪宗にて東向寺・同国照寺・淨土宗之内より圓性寺參上申され候、此外寺々より代僧一人を以御經被差上候、爰元新儀ニ被仰付候寺之儀御座候間、御經之為納被遣可被下候、為其

此上字
紙きれ
申候て
相知不申候 札差添申候、恐惶謹言

五月廿一日

鈴木三郎九郎

覚

御老中 松平伊豆守殿

忝平和泉守殿

阿部豊後守殿

寺社御奉行衆

安藤右京殿

はき野や小左衛門殿

大目付衆

井上筑後守殿

兼松弥五左衛門殿

御勘定奉行衆

酒井紀伊守殿

伊丹藏人殿

杉浦内藏允殿

曾根源左衛門殿

右之御衆へ書状一通ツ、相調申候、以上

⑥ 御風經ニ無量寺名代ニ遣候訳

慶安四年卯

一、大猷院様御他界之節者、天草淨禪兩宗本末寺共ニ江戸表江罷越、御風經申上度願差出候處、鈴木三郎九郎殿御差因者、遠国之事故、然者禪宗ニテ東向寺、淨土宗ニテ圓性寺江罷出可然旨被仰候ニ付、其通ニ仕候處ニ、国照寺被願候者、兩寺被出候ハ、拙寺も罷越度願ニ付、其通ニ相究り、其節ハ崇圓寺ハ病氣ニ而江戸出勤之願別立而難成候而、末寺無量寺を以江戸出勤之願致し候處ニ、鈴木氏被仰候者、然者崇圓寺ヲ兼禪淨兩宗之末寺方惣名代江無量寺被參可然旨ニ而、右四ヶ寺江戸江罷越、御吊申上納經御風經首尾克相勤申候、尤鈴木三郎九郎様より江戸御老中、寺社御奉行來、大御目附、御勘定奉行衆江一通ツ、御状御添被遣候、

覚

一、淨禪兩宗之儀、大猷院様御他界之節者、本寺并末寺江戸込御風經ニ罷出候、其後者纒之寺領ニ而遠国ニ罷越候事雜儀ニ被思召、御定免を以御代令 有章院様御他界込於当御陳屋、兩宗本末相揃御悔申上候、依之此度茂任先例御吊儀申上候、以上、

寛延四未閏六月十四日

荻町田村淨土宗

崇圓寺 印

久玉村同宗

富岡

無量寺 印

御役所

下田村同宗

信福寺 印

大御所様御他界ニ付、天草四本寺共ニ如斯口上書差上候、

⑦

一、公方様御不例、御養生不被為叶、去月晦日暮方被遊覽御候、御後見記伊中納言様より被仰出、二丸江被為入候之旨、今日從江戸申來候ニ付、右之段為御知如斯御座候、末寺方江御申通可有之候、尤此廻状御順達、留りより御返シ可被成候、以上

申五月十九日

中根唯右衛門 印

国照寺

東向寺

圓性寺

崇圓寺

右正徳六年申四月、先嶋原松平□□御支配之節御觸書、扣

⑧ 覺

- | | | |
|--------|--------------|-------------|
| 一、高三拾石 | 并寺屋敷
境内山林 | 老町田村
崇圓寺 |
| 一、同拾石 | 同 断
同 断 | 久玉村
無量寺 |
| 一、同五石 | 同 断
同 断 | 下田村
信福寺 |

但此寺社領高郡中一統ニ有之候得共外ハ畧ス

右、大猷院様御代、依 御上意鈴木三郎九郎殿以御証文、寺領并寺屋鋪之境内山林被下置、
従前々御代替之節、寺社御奉行所迄御届申上候儀無御座候、以上

寅正月

老町田村

崇圓寺

富岡

御役所

⑨ 室七郎左衛門殿御支配之節 御朱印願郡中之寺社より差出之扣

一、前條ニ郡中寺社領高有之候得共畧ス、古來より之扣ニ有、

一、當嶋之儀、昔小五攝津守領分之時、嶋中之者共鬼理志丹ニ成候様ニ申付、神社佛閣を不殘燒拂申候、其後権現様天下一統ニ鬼理志丹を御制禁被遊、其節此嶋ニ戒行之宗旨茂無之、妻帯之坊主計村々ニ罷在候、廿五六年も打過申候間、寛永十四五年内心ニ鬼理志丹之宗を捨不申者共一揆を企候を殺爵被仰付、同十八年ニ当嶋為守護、鈴木三郎九郎殿被為指下、嶋中巡見候而、此地ニ神社佛閣も断絶シ、戒行之宗旨も無之候得者、又候哉万民を惑亂いたし候者在之候共、聞届吟味仕候者有間敷と存候而、江戸參勤之時、先此旨を被達 上聞候得者、大猷院様御上意ニ、三郎九郎申上候通御尤ニ被思召上候間、寺領の員数可届と被仰出候處ニ、三百石と被願上候得者、正保二百年三百石被仰付、嶋中ニ寺社取立被申候、慶安ニ丑年右寺社領之御朱印頂戴仕度旨被申上候處ニ、御稿達相調候時キ、三郎九郎殿又被申上候者、肥前国高來郡ニも百石拝領被仰付候ハ、如天草之相應之寺社取立度と被願上候得者、忝平伊豆守殿仰ニ者、此段茂達 上聞、百石拝領之後、天草・高來之御 朱印者一度ニ頂戴可仕旨被仰渡候故、寅秋三郎九郎殿天草江下り被申、卯四月 大猷院様御他界被遊候故、御朱印頂戴、只今這延引仕候事、

一、今度被 仰出候寺社領御朱印之儀、能御次手と奉存候、天草之儀餘国与者各別ニ而、由緒有之、大猷院様被仰付、御取立之寺社ニて御座候間、此度江戸江被仰上頂戴仕様ニ奉願上候、何茂本寺より筋目を以可申上様ニ可被思召上候得共、天草寺社之儀、先年より御守護を奉願候故、本寺江者少も別儀無御座候、仰願者此度御願被遊被下、御朱印頂戴仕候者難

有可奉存候、鈴木三郎九郎殿寺社江被出置候證文為御高覽、右之通ニ御座候、以上

貞享元子年七月廿六日

天草寺社

永田七郎左衛門殿

⑩

半紙之御状写
御直筆也

以上

先日者預尊礼忝致拝見候、御無事其元御着被成、寺地并其所御意ニ入候由、御仕合候、御作事
なと早々可申付儀御座候得共、萬事差合申儀有之ニ付而致延引候、正三も去ル十日ニ当地致出
船、十二日之朝久留目^(ママ)込着船仕候由、道之船罷滞候、然者茶屋家敷古家直作仕、先其ニ御座候
様ニ可仕候、為其大工事人遣し申候、門前者川の方東へ明替可申候、唯今之口者水汲申計ニ用
之時ハ出入候様ニ可然候、内々其御心得可被成候、猶重而可得御意候、恐惶謹言

十月十四日

鈴木三郎九郎

御書判

傳譽上人様

⑪

御直筆之写也
本書有

尚々新福寺御伝言忝存候、御傳可被下候 以上

歳暮之為御祝儀御使僧、殊捧祈之目錄并蜜柑被懸尊意、誠幾久可申承と忝奉存候、寒氣御痛被
成之由尤令察存候、何も來春緩々と御越可被成候、其節面上御礼可申入候、猶御使僧口上申合
候、恐惶頓首

十二月廿一日

鈴木三郎九郎

御書判

拝進

崇圓寺

貴答

⑫

御直筆之写也
本書有

右同断

幸便之条一筆令進上候、其後者以書状も不申承、無音背本意存候、江戸より切々御奉書到來、
当上様御息員被為成御座、町等至込御静謐之旨被仰下、目出度義何方も御同意ニ奉存候、將又
大坂より致到來候間、香物一桶令進状候、恐惶謹言

六月九日

鈴木三郎九郎

御書判

拝進

崇圓寺

行者御中

⑬

尚以信福寺嶋原より御帰候ハ、此通御心得可被下候、以上
一筆致啓上候、然者私儀來ル廿六七日時分罷上候、就夫寺領并山境之儀相極候通可申渡候之間
乍御太儀、來ル廿三日至富岡御着候様御越可被成候、何も面上御晦にて可申候、恐惶頓首

三月廿日

鈴木三郎九郎

拝献

書判

崇園寺

御直筆写也本書有

衣鉢閣下

⑭ 御代官室七郎左衛門様御制札之御文言、扣

禁制

崇園寺

- 一、寺内坊舎押而、寄宿之事
 - 一、於境内内山林伐採竹木事
 - 一、至寺中致殺生事
- 右之條々任前々之旨裁断之条、弥堅可相守者也、

正徳四年午何月日

室七郎左衛門

- 一、久玉村無量寺

御制札右同断

- 一、下田村信福寺

⑮ 覺

- 一、當郡禪淨兩宗之儀、

大猷院様御代被達上聞、御代官鈴木三郎九郎殿以證文、寺領被為附置候、依之、其後之御代官衆境内外護の御制札御立被下、則先御代官室七郎左衛門殿至迄、毎度御願申候儀者無之候得共、被任前々趣被相改來候、然處今度当郡主殿頭様御預地ニ罷成候ニ付、先々之通乍恐御直御制札被成下候様ニ本末一同ニ奉願候、尤末寺号別帶目錄記指上申候、以上、

享保六年

新休村禪宗

東向寺

丑六月

志岐村禪宗

国照寺

湯船原村淨土宗

圓性寺

菅町田村淨土宗

崇園寺

富岡

御役所

末寺之儀者、何茂別紙半切二列名ニテ書上候、

右閏七月五日、主殿様御代富岡御役所ニテ中郡森元作平次殿・高橋只右衛門殿出會代官松尾杖右衛門殿取次ニテ直參仕請取候、

⑯ 御寄進品

慶安年中、摂津之國之中御代官領内從在寺、當寺本尊御下シ被成候、
一、當山本尊阿弥陀如來・聖德太子御直作、

鈴木三郎九郎様御寄進、

正保年中

一、打かね、巻口、鈴木氏御寄進、

貞享年中

一、撞鐘、小川藤左衛門様御寄進、

元禄年中

一、三部經、箱共、今井九右衛門様御寄進、

⑰ 天草山寺格覚書 (本文省略)

⑱

天草山護国院崇園寺號天草山、往古天紳有五人守護、皆兄弟居五箇所、本唐人闢此地、五人守護即其孫也、其嫡曰天紳太郎左衛門郷人号天紳殿、其居城今之崇園寺也、故号天草山、

又教良木村庄屋家有一紙之書、其説曰、往昔帝御惱其矣、清湯卜筮之神勘、医官典藥之舊傳、此疾得天紳為藥則便癒焉、是以遣使求之、其紳在日域九岳西海離嶋、乃使至肥後天紳郡教良木村而尋之時庄主教示メ謂、此紳雖稱在處々、其美善者在河内浦、遂行得之、帝服御而疾即安泰也、因茲教良木之教之字本京之字、以其教示之故今為教字、亦天草美善之地、后成寺境而号天草山也、

⑲

拙寺共兩宗之儀者、去ル寛永年於当嶋切支丹致烽起候砌、郡中之諸寺社断滅仕畢、然處、大將軍家光尊者右以御威光暫時惡徒御退治被為遊、嶋一統雖遭苦難釋教可仕仏神茂無御座、王法弘法共此時及断絶、郡中之人民不弁正邪之處、御代官鈴木三郎九郎殿此等之趣被達 台聽、寺社御建立并寺社領御寄附之儀御願被申上候得ハ、則被相願之通、無相違被仰付、依之、正保式年丙年より寺院御建立之事始有之、寺領当郡之内高三百石御寄附被成下、則慶安元年子年より禪宗・浄土宗・真宗御建立被成候、其節寺号・山号・院号茂御改被下置、御代々御尊牌御建被下置、其後、大猷院様御他界之節ハ本寺并末寺江戸込御風經ニ罷出候、其以後ハ穢之寺領ニ而遠

国罷出候事難儀ニ被思召、御定免ヲ以御代々有章院様御他界迄、当於御陳屋両宗本末相揃御悔申上來候、此度茂任先例御悔申上候、以上

月日

新休村禅宗

東向寺

湯船原村浄土宗

圓性寺

巻町田村浄土宗

崇圓寺

富岡

御役所

⑩

- 一、平床村寺領所之儀、往古者各別ニ百姓相分候処、中古尊誉代村方内證打込ニ相成候事、
- 一、同堺、東ハ一瀬村堺切、西ハ役座前道切、北ハ直道川切、南ハ小佐祐役座屋敷切、山ハあくむねよりとふひへのさこ惣メ水流之分
右者、忍誉上人公傳を以書記、

〔付録2〕

河浦町が昭和35年8月に発刊した河浦町郷土史(第2号)の中世編で、河内浦城と下田城について触れているので、抜粋文を次に掲げる。なお、著者は当時、町立新合小学校長であった山腰雅春氏である。

『河浦町郷土史』(第2号)

*河内浦古城

正和以降、天草氏二分して河内浦に在城以来、連続として続いた城跡で、今の天草山崇円寺のある所は昔の城地、山門は大手門の跡と伝える。背後の丘陵上には2、3ヶ所城砦の跡と思える空地があり、案ずるに天草氏は此の稜線上に小城砦を連ねて本丸、二の丸、出丸などの威容を誇ったのであろう。干拓以前は大手門の真下まで小船舶の出入りは出来たろうし、今の釜部落なども当時はよい船着場であったかも知れぬ。勿論、崎津は当時河浦の外港として栄え、釜は其の頃より天草領内の陶器供給源であったかも知れない。即ち郡内にも所々釜と云う小部落があるが、これ等は大抵、江戸期、村々に於て窯を築き、製陶を行った遺跡で、この地のものは時代がやや古く、戦国末からのものではなかったか。

*下田城

馬場、辺田菅原神社を祭る小丘陵に隣る丘陵台地で、今も本丸と呼び、畑三反歩位の平地があり、昔の石垣らしいものも残っている。

この二丘陵の間にも四反歩位の平地があり、居館を構えるには十分の地勢である。おそらく城主は天草氏の一族で、家臣等は丘陵下の平地に住んだものであろう。

かつてこの地を踏査した際は、神社下手の叢林中に五輪塔が4、5基残存し、さらに椎の大樹の下には二、三十基の小塔があったのだが、今探して見ると一つもない。下田城は河内浦古城より新しいとは云っても、五輪塔を残すだけの年代はあると見ねば成らないし、又二、三十基の小塔は戦国末期のもので(御所浦森家の墓地にもそれがある)、キリシタン崩れ当時のものだったと伝えられる。

思うに、天草氏は初め河内浦古城にあり、後、一族繁栄して支城を下田城においたのであろう。キリシタン崩れ当時の弟某というのは多分下田城主で、信福寺の法印とは相提携するに至近の距離であったと思われる。

〔馬場の辺田〕は、当時、天草氏の侍達が馬を賣めた遺跡と思える。

(当初は下田城を後期と考えたが、本丸の名称、背後の山を遠見山と称し、いつも番兵が立ったなどの伝説をきくにつけ、或は下田城が前期で、海上貿易など盛んになってから崇円寺背面の城が出来たと云う考え方も妥当である事を附加える。)

河浦町文化財調査報告 第3集

下田城跡

平成6年3月23日

〔発行〕

河浦町教育委員会

〒863-12 熊本県天草郡河浦町河浦5223

TEL (06967) 6-1111 (代)

〔印刷〕

株式会社 大和印刷所

〒862 熊本県熊本市戸島町920-11

TEL (096) 380-0303